

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した もの等)</p> <p>第一条の九の二 法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令 で定めるものは、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第二十 九条第二項第一号に規定する額とする。</p> <p>2 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上した もので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条の規定により 資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に 規定する額</p> <p>二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会 社計算規則第二十七条第二号に規定する額</p> <p>3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填 補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものと する。</p> <p>4 法第二十三条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失 は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における 会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る</p>	

場合における当該零を下回る額とする。

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 略

3| 法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者(以下この項及び次項において「国外居住者」という。)に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者(以下この項において「申告者」という。)は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第四十七条の二第四項及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

4| 国外居住者である扶養親族のうち法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定をするときの現況において年齢十六歳未満である者(以下「控除対象外国扶養親族」という。)に係る扶養親族に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項の申告書を提出する者(以下この項及び次項において「申告者

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 略

「という。）が法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項、法附則第三条の三第一項及び第四項又は同条第二項及び第五項の規定の適用を受ける者（法附則第三条の三第一項及び第四項並びに政令第四十七条の三第一号の扶養親族の数から当該控除対象外国扶養親族の数を除いた場合においても法第二十四条の五第三項及び第二百九十五条第三項又は法附則第三条の三第一項及び第四項の規定の適用を受けることとなる者を除く。以下「非課税限度額制度適用者」という。）である場合にあっては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならぬ。ただし、次条第三項、第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

5 前項の国外扶養親族証明書類とは、次に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。）をいう。

- 一 控除対象外国扶養親族に係る次に掲げるいずれかの書類であつて、当該控除対象外国扶養親族が申告者の親族である旨を証するもの
- イ 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写し
- ロ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（当該控除対象外国扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）

二 その年において申告者から控除対象外国扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払が、必要の都度、行われたことを明らかにする書類で次に掲げるもの

イ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第二条第三号に規定する金融機関の書類又はその写しで、当該金融機関が行う為替取引によつて当該申告者から当該控除対象外国扶養親族に支払をしたことを明らかにするもの

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第五項第二号に規定するクレジットカード等購入あつせん業者の書類又はその写しで、同号に規定するクレジットカード等を当該控除対象外国扶養親族が提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の同号に規定する役務提供事業者から有償で役務の提供を受けたことにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を当該申告者から受領し、又は受領することとなることを明らかにするもの

6| 略

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 略

3| 略

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の規定により確定申告書に附記しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 七 略

八 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

3| 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該確定申告書を提出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第五項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第四項若しくは第五項又は第二条の三の六第三項若しくは第四項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 略

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）及び国外扶養親族証明書類は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町

八 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。以下この号において同じ。）の氏名、申告者との続柄、生年月日及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、申告者との続柄及び生年月日）並びに申告者と別居している扶養親族については、当該扶養親族の住所

（給与所得者の扶養親族申告書の提出方法）

第二条の三の二 略

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。）は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七条の三の二第一項に規定する市町

村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3及び4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2及び3 略

4 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七十七条の三の二第一項及び第二項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあつては、当該申告

村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3及び4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）

三 略

2及び3 略

書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

5 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 略

2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則

第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の五 略

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百七十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類(第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 略

2 法第四十五条の三の二第四項及び第三百七十七条の三の二第四項に規定する総務省令で定める方法は、所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第七十六条の二第一項各号に掲げる方法とする。

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の五 略

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百七十七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。)

〔は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。〕

3 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）並びに控除対象外国扶養親族である場合には、その旨

三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶

〔は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。〕

3 略

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 略

二 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）の住所、申告者との続柄及び個人番号並びにその合計所得金額の見積額（個人番号を有しない者にあつては、住所及び申告者との続柄並びにその合計所得金額の見積額）

三 略

2 略

養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合にあっては、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第四項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

4 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第五項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者を経由して提出することを妨げない。

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略
四 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第七号の二様式）

（法人の道府県民税に係る申告書等の様式）

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略
四 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第七号の二様式）

第九條の七第三十項の書類

略

2 略

(政令第九條の七第七項及び第二十九項の割合等)

第三條の二 政令第九條の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九條の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 特別区の存する区域以外の区域において当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九條の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九條の七第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

第九條の七第二十九項の書類

略

2 略

(政令第九條の七第六項及び第二十八項の割合等)

第三條の二 政令第九條の七第六項及び第二十八項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九條の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 当該 都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に十二・九分の三・二を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九條の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九條の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 政令第九條の七第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九條の七第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第九條の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九條の七第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する道府県民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

げる事項とする。

一 政令第九條の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第八項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九條の七第八項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第九條の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九條の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六略

3 政令第九条の七第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第九条の七第二十一項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

(法第五十三条第四十五項の届出)

第三条の三の三 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八

十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七に規定する連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十第十項又は第十一項の規定により同法第四条の

六略

3 政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九条の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第九条の七第二十項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

(法第五十三条第四十五項の届出)

第三条の三の三 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八

十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同条第十二号の七の三に規定する連結子法人(当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十第十項又は第十一項の規定により同法第四条の

二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 略

(法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの等)

第三条の十六 法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で

定めるものは、会社計算規則 第二十九条

条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法 第四百四十七条の規定により

資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 略

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日にお

二の承認があつたものとみなされた法人を除く。)は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十五項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 略

(法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したもの等)

第三条の十六 法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で

定めるものは、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号) 第二十九条

条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号) 第四百四十七条の規定により

資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 略

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日にお

る会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(法第七十二条の四十九の六第四項の場合等)

第六条の六 法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は、税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

2 | 法第七十二条の四十九の六第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

(法第七十二条の六十三の二第四項の場合等)

第七条の二の三 法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は、税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

2 | 法第七十二条の六十三の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

る会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(法第七十二条の四十九の六第四項の場合)

第六条の六 法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

(法第七十二条の六十三の二第四項の場合)

第七条の二の三 法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七條の二の十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービスマ業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号)

によつて平成二十四年二月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービスマ業関連産業Bに関する集計第三表(サービスマ関連産業B(細分類)別民営事業所数、従業者数、売上(収入)金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県)の表頭「(収入を得た相手先別収入額)個人(一般消費者)」の表側「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一二 土地売買業」、「六九一二 土地賃貸業」及び「六九二 貸家業、貸間業」の各欄の額を控除した額、表側「L 学術研究、専門・技術サービスマ業」の欄の額、表側「M 宿泊業、飲食サービスマ業」の欄の額、表側「N 生活関連サービスマ業、娯楽業」の欄の額から「七九一 旅行業」及び「八〇三 競輪・競馬等の競走場、競技団」の各欄の額を控除した額、表側「O 教育、学習支援業」の欄の額並びに表側「R サービスマ業(他に分類されないもの)」の欄の額の合計額と当該産業別集計のうち医療、福祉に関する集計第二表(産業(細分類)、経営組織(四区分)別民営事業所数、従業者数、売上(収入)金額、医療、福祉の事業区分別収入額及び医療、福祉の相手先

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七條の二の十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービスマ業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成二十年総務省令第四百一十一号)第十七条の規定による廃止前のサービスマ業基本調査規則(平成元年総理府令第二十号)によつて平成十六年六月一日現在 によつて行つた同令第一条に規定するサービスマ業基本調査の結果として公表された平成十六年サービスマ業基本調査報告第二巻地域編第十表(産業(中間分類)、経営組織(二区分)別事業所数・収入額・収入を得た相手先(四区分)別収入額(個人及び会社について)―都道府県、十四大都市)の表頭「調査対象産業」のうち「収入を得た相手先別収入額」のうち「個人(一般消費者)」の欄の額

別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数（経営組織）」のうち「（医療、福祉の相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「P 医療、福祉」の欄の額から「八五一 社会保険事業団体」の欄の額を控除した額との合計額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（政令第三十七条の十八第三項第二号の住宅）

第七条の六

① 政令第三十七条の十八第三項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同条第二項の基準に適合する旨を証する書類を法第七十三条の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

（法第四百四十四条の三十八の二第四項の場合等）

とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（政令第三十七条の十八第三項一号の構造等）

第七条の六

政令第三十七条の十八第三項一号に規定する総務省令で定める構造は、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

2 政令第三十七条の十八第三項第三号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同条第二項の基準に適合する旨を証する書類を法第七十三条の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

（法第四百四十四条の三十八の二第四項の場合）

第八條の五十三の二 法第四百四十四條の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五條の税務代理権限証書（次項において「税務代理権限証書」という。）に、法第四百四十四條の三十八の二第一項に規定する元売業者等への調査の通知は
税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

2 法第四百四十四條の三十八の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

（法第二百九十二条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上したもの等）

第九條の二の三 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(1)に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則第二十九條第二項第一号に規定する額とする。

2 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法第四百四十七條の規定により資本金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七條第一項第一号に規定する額

二 会社法第四百四十八條の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七條第一項第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二條の規定により損失の填補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものと

第八條の五十三の二 法第四百四十四條の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五條の税務代理権限証書に、法第四百四十四條の三十八の二第一項に規定する元売業者等への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

する。

4| 法第二百九十二条第一項第四号の五イ(3)に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失の填補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)にすることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略	略
(八) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令 第二十号の四様式 第四十八条の十三第三十一項の書類)	式
略	略

2
7 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十条 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式(個人の市町村民税に係るものを除く。)にすることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略	略
(八) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書(政令 第二十号の四様式 第四十八条の十三第三十項の書類)	式
略	略

2
7 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様

式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略	
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第三十一項の書類）	第七号の二様式及び第二十号の四様式別表二
略	

2
略

（政令第四十八条の十三第八項及び第三十項の割合等）

第十条の二の四 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する

総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

略	
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政令第五十七条の二の規定により準用される政令第四十八条の十三第三十項の書類）	第七号の二様式及び第二十号の四様式別表二
略	

2
略

（政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項の割合等）

第十条の二の四 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する

総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の第十三第十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の第十三第十項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第十項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の第十三第十項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第四十八条の第十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める事業年度又は連結事業年度と同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の第十三第十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十二項各号に定める

2 政令第四十八条の第十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の第十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）又は外国法人（同条第九項に規定する外国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人又は外国法人にあつては、当該内国法人又は外国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の第十三第九項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第四十八条の第十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度と同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の第十三第九項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人又は外国法人の同条第十一項各号に定める

事業年度又は連結事業年度の同条第九項に規定する市町村民税の控除
余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十二項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十一項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第二十二項（同項第二号に係る部分に限る。）

（の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十四項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十一項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

（政令第四十九条の五第一項の区域）

第十条の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域

は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域

、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、

事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する市町村民税の控除
余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。）

（の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

（政令第四十九条の五第一項の区域）

第十条の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域

は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、鳩ヶ谷市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区

域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、

町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。）とする。

2 政令第四十九条の第五第四項の表第一号に規定する区域で総務省令で定めるものは、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。）とする。

（政令第四十九条の第十五第一項第六号の総務省令で定める者等）

第十条の七の三 略

2 略

11 政令第四十九条の第十五第二項第十号に規定する放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総

町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。）とする。

2 政令第四十九条の第五第四項の表第一号に規定する区域で総務省令で定めるものは、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、鳩ヶ谷市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域（都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。）とする。

（政令第四十九条の第十五第一項第六号の総務省令で定める者等）

第十条の七の三 略

2 略

11 政令第四十九条の第十五第二項第十号に規定する放課後児童健全育成事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第一条の二に規定する衛生及び安全が確保された設備を備えている施設であることについて都道府県知事が証明した施設の用に供する固定資産とする。

12 政令第四十九条の第十五第二項第十号に規定する子育て短期支援事業及び一時預かり事業の用に供する固定資産で総

務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

12| 15| 略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

(政令第五十二条の五の二第一項の鉄道施設等)

務省令で定めるものは、居室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

13| 16| 略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 略

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

(政令第五十二条の五の二第一項の鉄道施設等)

第十一条の六 政令第五十二条の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る鉄道施設のうち、次に掲げるものとする。

一 当該路線のうち全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（以下この項において「新幹線鉄道」という。）の路線以外の路線に係る線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫、詰所又は本州と北海道を連絡するトンネルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備その他の機械装置（次号の区間において新幹線鉄道の路線と共用するものを含む。）

二 当該路線のうち新幹線鉄道の路線の前号に規定する路線と共用する区間として総務大臣が定める区間の線路設備、電路設備又は停車場

2 略

（政令第五十二条の十の四の研究開発）

第十一条の九 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。

一 及び二 略

三 福祉の用に供される機器の開発に必要な産業技術に関する研究開発

第十一条の六 政令第五十二条の五の二第一項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫、詰所又は本州と北海道を連絡するトンネルを維持管理するために必要な貯水槽若しくは排水ポンプ設備その他の機械装置とする。

2 政令第五十二条の五の二第二項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、総務大臣が定める路線に係る線路設備、電路設備、停車場又は変電所とする。

（政令第五十二条の十の四の研究開発）

第十一条の九 政令第五十二条の十の四に規定する総務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発のうち総務大臣が定めるものとする。

一 及び二 略

三 医療又は福祉の用に供される機器の開発に必要な産業技術に関する研究開発

(政令第五十二条の十の十二の業務)

第十一条の十五 政令第五十二条の十の十二に規定する総務省令で定める業務は、次に掲げるもの以外のものであるとする。

- 一 医療系研究成果展開事業のうち委託開発
- 二 医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業のうち共同研究のあつせん業務
- 三 先駆的医薬品・医療機器研究発掘支援事業
- 四 創薬総合支援事業

(法第三百九十六条の二第四項の場合等)

第十五条の六の二 法第三百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書(次項において「税務代理権限証書」という。)に、法第三百九十六条の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は 税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

2 法第三百九十六条の二第五項に規定する総務省令で定める場合は、税務代理権限証書に、当該税務代理権限証書を提出する者を同項の代表する税務代理人として定めた旨の記載がある場合とする。

(政令第五十六条の三十四第一項の事業)

第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 三 略

(法第三百九十六条の二第四項の場合)

第十五条の六の二 法第三百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第三百九十六条の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

(政令第五十六条の三十四第一項の事業)

第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 三 略

四 事業協同小組合又は協同組合連合会でその組合員又は所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるもの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ハ及びニに掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三十一条第四項第一号に規定する出資会社（合併又は出資をしようとする者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものに限る。）が実施する同省令第三十条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。）

（地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同

四 事業協同小組合又は協同組合連合会でその組合員又は所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるもの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ハ及びニに掲げる事業（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三十一条第四項第一号に規定する出資会社（合併又は出資をしようとする者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものに限る。）が実施する同省令第三十条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。）

（地方税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）

第二十五条 法第七百四十八条第一項の承認を受けている同項の表の各号の上欄に掲げる者は、次に掲げる要件に従つて当該承認を受けている同

表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿（以下第二十八条までにおいて「地方税関係帳簿」という。）に係る同項に規定する電磁的記録（以下第二十八条までにおいて「電磁的記録」という。）の備付け及び保存をしなければならない。

一～三 略

四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

五 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 略

ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 略

2 前項（第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。）の規定は、法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項に規定する法人の当該承認を受けている同項に規定する地方税関係書類（以下第二十八条までにおいて「地方税関係書類」という。）に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「勘定科目、取引金

表の各号の中欄に掲げる同項に規定する地方税関係帳簿（以下第二十八条までにおいて「地方税関係帳簿」という。）に係る同項に規定する電磁的記録（以下第二十八条までにおいて「電磁的記録」という。）の備付け及び保存をしなければならない。

一～三 略

四 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

五 当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。

イ 略

ロ 日付け又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。

ハ 略

2 前項（第一号、第二号及び第五号ハに係る部分を除く。）の規定は、法第七百四十八条第二項の承認を受けている同項に規定する法人の当該承認を受けている同項に規定する地方税関係書類（以下第二十八条までにおいて「地方税関係書類」という。）に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、前項第五号イ中「勘定科目、取引金

額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付」と、同号口中「日付」又は金額」とあるのは「日付」と読み替えるものとする。

3 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める書類は、地方税関係書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類とする。

4 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキヤナ（原稿台と一体となつたものに限る。次項第二号において同じ。）とする。

5 略
一 略

イ 略
ロ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力とその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている

額その他の地方税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「その他の日付け」と、同号口中「日付け」又は金額」とあるのは「日付け」と読み替えるものとする。

3 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める書類は、地方税関係書類のうち、次に掲げる
書類とする。

一 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類

二 取引に関して、相手から受け取つた契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し（契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された契約金額又は受取金額が三万円未満のものを除く。）

4 法第七百四十八条第三項に規定する総務省令で定める装置は、スキヤナ（原稿台と一体となつたものに限る。次項において同じ。）とする。

5 略
一 略

イ 略
ロ 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力とその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該地方税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めており、かつ、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事

場合に限る。)

二略

イ略

- (1) 解像度が、日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。第六号ニ）及び次条第一項第四号において同じ。）Z六〇一六の五・一・一に規定する一般文書の変換時の解像度である一ミリメートル当たり八ドット以上で読み取るものであること。

(2) 略

項に関連する地方税関係帳簿が、法第七百四十八条第一項又は第七百四十九条第一項の承認を受けたものである場合に限る。)

二略

イ略

- (1) 解像度が、日本工業規格（工業標準化法第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下この項及び次条第一項第四号において同じ。）Z六〇一六の四・一・一に規定する一般文書の変換時の解像度である一ミリメートル当たり八ドット以上で読み取るものであること。

(2) 略

ロ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に、当該入力を行う者又はその者を直接監督する者の電子署名（認定認証事業者（電子署名及び認証業務に關する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項の認定を受けた者をいう。以下この号において同じ。）により同法第二条第三項に規定する特定認証業務が行われる同条第一項に規定する電子署名又は商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の第二項第一号に規定する措置で次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において同じ。）を行うこと。

(1) 当該電子署名を行った日が当該電子署名に係る電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下この号において同じ。）の有効期

間又は商業登記法第十二条の二第一項第二号の期間内であること⁹⁾

② 当該電子署名が、電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があつたものであること、電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたものであることその他これらに類する事由に該当しないこと。

③ (1)及び(2)について、当該地方税関係書類の保存期間（地方税に関する法令の規定により地方税関係書類の保存をしなければならぬこととされている期間をいう。以下この号において同じ。）を通じ、認定認証事業者又は商業登記法第十二条の二第五項に規定する登記官に対して確認する方法その他の方法により確認することができること。

④ 課税期間（地方税に関する法令の規定により地方税の課税標準の計算の基礎となる期間をいう。以下この号において同じ。）中の任意の期間を指定し、当該期間内に行つた電子署名について、一括して検証することができること。

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行われている当該地方税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人日本データ通信協会（昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会という名称で設立された法人をいう。）が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

(1)及び(2) 略

ロ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取る際に、一の入力単位ごとの電磁的記録の記録事項に一般財

団法人日本データ通信協会

が認定する業務に係るタイムスタンプ（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において「タイムスタンプ」という。）を付すこと。

(1)及び(2) 略

ハ 当該地方税関係書類をスキャナで読み取った際の次に掲げる情報を保存すること。

(1) 解像度及び階調に関する情報

(2) 当該地方税関係書類の大きさに関する情報

二 略

三 当該地方税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

四 当該地方税関係書類の作成又は受領から当該地方税関係書類に係る記録事項の入力までの各事務について、その適正な実施を確保するために必要なものとして次に掲げる事項に関する規程を定めるとともに、これに基づき当該各事務を処理すること。

イ 相互に関連する当該各事務について、それぞれ別の者が行う体制
ロ 当該各事務に係る処理の内容を確認するための定期的な検査を行う体制及び手続

ハ 当該各事務に係る処理に不備があると認められた場合において、その報告、原因究明及び改善のための方策の検討を行う体制

五 略

六 略

イ 略

ロ 当該地方税関係書類と同程度に明瞭であること。

ハ及びニ 略

七 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認

二 当該地方税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び当該地方税関係書類の大きさに関する情報を保存すること。

ホ 略

三 略

四 略

イ 略

ロ 当該地方税関係書類と同程度に明瞭であること。

ハ及びニ 略

五 第一項第三号及び第五号の規定は、法第七百四十八条第三項の承認

を受けている同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項第五号イ中「勘定科目」とあるのは「その他の日付」と読み替えるものとする。

6 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法人は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号、第二号ハ(2)に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の継続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。この場合において、同項の規定の適用については、同項第二号イ(2)中「赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ」とあるのは「白色から黒色までの階調が」と、同項第六号中「カラーディスプレイ」とあるのは「ディスプレイ」と、「カラープリンタ」とあるのは「プリンタ」とする。

（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 略

一 略

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主

を受けている同条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の保存について準用する。この場合において、第一項第五号イ中「勘定科目」とあるのは「その他の日付」と読み替えるものとする。

6 法第七百四十八条第三項の承認を受けている同条第二項に規定する法人は、地方税関係書類のうち地方団体の長が定める書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する場合には、前項第一号及び第二号ハに掲げる要件にかかわらず、当該電磁的記録の保存に併せて、当該電磁的記録の作成及び保存に関する事務の継続を明らかにした書類（当該事務の責任者が定められているものに限る。）の備付けを行うことにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をすることができる。

（地方税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等

第二十六条 略

一 略

二 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主

要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを採し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

三 略

四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

五 略

2 前条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）及び前項（同項各号に係る部分に限る。）の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

3 及び 4 略

要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを採し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。

三 略

四 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存をする場所に、日本工業規格B七一一八六に規定する基準を満たすマイクロフィルムリーダープリンタ及びその操作説明書を備え付け、当該電子計算機出力マイクロフィルムの内容を当該マイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りような状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

五 略

2 前条第一項（同項第三号に係る部分に限る。）及び前項（同項各号に係る部分に限る。）の規定は、法第七百四十九条第二項の承認を受けている法第七百四十八条第二項に規定する法人の当該承認を受けている地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存について準用する。この場合において、前項第二号中「地方税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない地方税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「地方税関係書類の種類及び取引年月日その他の日付」と、同項第五号中「前条第一項第四号」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項第四号」と読み替えるものとする。

3 及び 4 略

附則

(道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式)

第二条の四 道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等に係る次の表の上欄に掲げる文書の様式は、それぞれその下欄に掲げるところによるものとする。

文書の種類	様式
申告特例申請書（法附則第七条第三項及び第十項の申請書）	第五十五号の五様式
申告特例申請事項変更届出書（法附則第七条第四項及び第十一項の変更届出）	第五十五号の六様式
申告特例通知書（法附則第七条第五項及び第十二項の申告特例通知書）	第五十五号の七様式

(法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項)

第二条の五 法附則第七条第三項第五号及び第十項第五号に規定する総務省令で定める事項は、同条第三項第三号及び第十項第三号に掲げる地方団体に対する寄附金の額を支出した年月日その他参考となるべき事項とする。

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋

附則

(政令附則第七条第六項の家屋)

第三条の二の八 政令附則第七条第六項に規定する総務省令で定める家屋

は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一〜七 略

八 倉庫（床面積が三千平方メートル以上のものに限る。）であつて、

流通加工の用に供する空間を有するもの

九 略

（法附則第十一条第十四項第一号の行為等）

第三条の二の十七 略

2 政令附則第七条第二十一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋の用途が同項に規定する用途のいずれかであることについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

第四条の二 削除

は、次の各号に掲げる家屋のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明がされたものとする。

一〜七 略

八 略

（法附則第十一条第十四項第一号の行為）

第三条の二の十七 略

（道府県たばこ税に係る申告書等の特例）

第四条の二 法附則第十二条の二の規定により道府県たばこ税を課する場
合における第八条の五第一項、第八条の七及び第八条の九の規定の適用
については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条の五第一項	第十六号様式	第四十八号の二様式
	第十六号の三様式	第四十八号の三様式
第八条の七	第十六号様式	第四十八号の二様式
	第十六号の三様式	第四十八号の三様式
第八条の九	第十六号の七様式	第四十八号の四様式

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交

（法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第四条の四 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第四条の六の二までにおいて同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交

通省告示第千三百十八号。第八項において「適用関係告示」という。

（第二十八条第百三十三項の基準

二略

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条から附則第四条の六までにおいて「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

4～6 略

7 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。 で総務省令で定めるもの

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

通省告示第千三百十八号。第八項において「適用関係告示」という。

（第二十八条第百三十三項の基準

二略

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び次条 において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二略

4～6 略

7 法附則第十二条の二の二第二項第四号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるもの

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動

に掲げる値の 四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下この条及び附則第四条の六において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（ 次条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8及び9 略

10) 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成

車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）第四条 に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8及び9 略

レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11| 法附則第十二条の二の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12| 略

13| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げ

10| 法附則第十二条の二の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車

であることが記載されていること。

11| 略

12| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13| 法附則第十二条の二の二第二項第五号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げ

る要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

15] 略

る要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14] 略

15] 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法（次条第十五項において「JCO八モード法」という。）とする。

16] 法附則第十二条の二の二第三項に規定する平成二十二年燃費エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法（次条第十六項において「十・十五モード法」という。）とする。

17] 法附則第十二条の二の二第三項において準用する同条第二項（第四号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第七項第二号の規定の適用については、同号中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び次条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び」とあるのは「第三条第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、自動車に「平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車」とあるの

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車

で総務省令で定

めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

に掲げる値の 四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

2 | 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・

五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動

は「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車」とする。

(法附則第十二条の二の三第二項第一号イのガソリン自動車等)

第四条の五 法附則第十二条の二の三第二項第一号イに規定する乗用車又

は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定

めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

2 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上百二十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の三第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・

2 法附則第十二条の二の三第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 法附則第十二条の二の三第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の三第二項第二号イに規定する車両総重量が二・

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

7| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

8| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント

五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

6| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7| 法附則第十二条の二の三第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向

向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

9| 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車

で総務省令で定めるもの

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

に掲げる値の 四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

10| 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

8| 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する乗用車又は車両総

重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるもの

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

12 法附則第十二条の二の三第三項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

13 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること

9 法附則第十二条の二の三第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

10 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法附則第十二条の二の三第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること

及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 14| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

- 15| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 16| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

- 17| 法附則第十二条の二の三第四項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるもの

及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

- 12| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

- 13| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

- 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

- 14| 法附則第十二条の二の三第三項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

- 15| 法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十七年燃費基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、JCO八

は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること¹⁾。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車¹⁾が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

18 法附則第十二条の二の三第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費

モード法とする。

16 法附則第十二条の二の三第四項に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、十・十五モード法とする。

基準達成車であることが記載されていること。

19) 法附則第十二条の二の三第四項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

20) 法附則第十二条の二の三第四項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している

17) 法附則第十二条の二の三第四項において準用する同条第二項（第一号イに係る部分に限る。）又は第三項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項第二号及び第八項第二号の規定の適用については、第一項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び」とあるのは「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第二号において「実施要領」という。）第三条第七号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車」が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車」が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」と、第八項第二号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車」が平成二十七年燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年燃費基準達成率」が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

らる。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

21 法附則第十二条の二の三第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

22 法附則第十二条の二の三第四項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第五号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

23 法附則第十二条の二の三第四項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセ

ント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

24 法附則第十二条の二の三第五項に規定する乗用車又は車両総重量が二

・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

(法附則第十二条の二の五第一項第五号の平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成十八年国土交通省告示第三百五十号。次項において「エネルギー

ギー消費効率算定告示」という。) 第一条第二号に掲げる方法(以下この条において「JCO八モード法」という。)とする。

2 法附則第十二条の二の五第一項第五号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

3 法附則第十二条の二の五第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値(以下この条において「十・十五モード燃費値」という。)が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率(法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 法附則第十二条の二の五第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十七を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること。

5| 法附則第十二条の二の五第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にＪＣ〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 法附則第十二条の二の五第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7 法附則第十二条の二の五第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費

基準五十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 8| 法附則第十二条の二の五第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCOモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車であることが記載されていること。

- 9| 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニ

に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること⁹。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること⁹。

10) 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値、同表のニに掲げる自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること⁹。

二 十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJCO八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃

費基準三十二パーセント向上達成車であることが記載されていること¹⁾

(法附則第十二条の二の五第六項の路線バス等)

第四条の六の二 法附則第十二条の二の五第六項に規定する乗降口から車

椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法附則第十二条の二の五第七項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の五第七項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

(法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等)

第四条の六 法附則第十二条の二の五第四項に規定する乗降口から車

椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がノンステップバスであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の二の五第四項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成十八年国土交通省令第百十一号。第四項及び第六項において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。)第三十七条から第四十二条までの基準とする。

3 法附則第十二条の二の五第五項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証に当該路線バス等がリフト付きバスであることが記載されているものとする。

4 法附則第十二条の二の五第五項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項の基準、同令第三十八条第二項の基準及び同令第四十二条の基準とする。

5 法附則第十二条の二の五第八項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 法附則第十二条の二の五第八項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7 法附則第十二条の二の五第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）及び衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。）を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

10 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第

5 法附則第十二条の二の五第六項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証に当該乗用車が認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されているものとする。

6 法附則第十二条の二の五第六項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。

7 法附則第十二条の二の五第七項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が

衝突被害軽減制御装置

を搭載した車両

であることが記載されているものとする。

8 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。

9 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

11] 法附則第十二条の二の五第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの

は、細目告示第十五条第七項及び

第九十三条第八項の基準とする。

12] 法附則第十二条の二の五第九項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

13] 法附則第十二条の二の五第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車に係るけん引自動車及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14] 法附則第十二条の二の五第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車に係るけん引自動車又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15] 法附則第十二条の二の五第十二項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで

10] 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるもの並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項の基準又は細目告示第九十三条第八項の基準とする。

11] 法附則第十二条の二の五第七項第二号及び第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

12] 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
一 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで

又は第六号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ〜ハ 略

二 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の五第六項から第八項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ及びハ 略

三 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第二号から第四号まで、第十項及び第十一項第三号から第五号までに掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第九項から第十一項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ〜ニ 略

16) 前項第一号八からへまで（法附則第十二条の二の五第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号八からホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及び二に掲げる事項は、当該自動車に係る法第百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定

又は第五号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ〜ハ 略

二 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ 法附則第十二条の二の五第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ及びハ 略

三 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ 法附則第十二条の二の五第七項の規定の適用を受けようとする旨

ロ〜ニ 略

13) 前項第一号八からへまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号八からホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及び二に掲げる事項は、当該自動車に係る法第百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定

により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七

① 政令附則第十条の二の二第二項に規定する総務省令で定めるものは、音波機械、整備教育用エンジン、火砲及び誘導武器の発射装置並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等とする。

2| 政令附則第十条の二の二第五項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）の全ての委託を受けて農作業を行う者とする。

3| 政令附則第十条の二の二第五項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

4| 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定するとび・土工工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業とする。

5| 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とす

により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第四条の七

政令附則第十条の二の二の表の第一号の下欄に規定する総務省令で定める場合は、試運転又は訓練を行う場合とする。

2| 政令附則第十条の二の二の表の第二号の下欄に規定する機械で総務省令で定めるものは、電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等とする。

3| 政令附則第十条の二の二第四項に規定する委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるものは、農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるものをいう。）のすべての委託を受けて農作業を行う者とする。

4| 政令附則第十条の二の二第四項に規定する素材生産業を営む者で総務省令で定めるものは、前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者とする。

5| 政令附則第十条の二の二第六項に規定するとび・土工工事業で総務省令で定めるものは、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業とする。

6| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する航空運送サービス業で総務省令で定めるものは、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業とす

る。

6| 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する公共の飛行場で総務省令で定めるものは、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。

7| 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。

8| 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

9| 政令附則第十条の二の二第七項の表に規定する堆肥製造業で、総務省令で定めるものは、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるバーク堆肥製造業とする。

10| 及び11| 略

12| 法附則第十二条の二の七第五項の規定の適用がある場合における前項において準用する第八条の三十九の規定の適用については、次の表の上

る。

7| 政令附則第十条の二の二第六項に規定する総務省令で定める公共の飛行場 は、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、女満別空港、青森空港、仙台空港、秋田空港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、出雲空港、岡山空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、徳島飛行場、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、奄美空港、那覇空港、宮古空港及び石垣空港とする。

8| 政令附則第十条の二の二第六項 に規定する木材加工業で総務省令で定めるものは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、木材注薬業及び木材防腐処理業とする。

9| 政令附則第十条の二の二第六項 に規定する木材市場業で総務省令で定めるものは、政令第五十六条の五十七第一項に規定する市場を開設し、又は経営する事業とする。

10| 政令附則第十条の二の二第六項 に規定するたい肥製造業で、総務省令で定めるものは、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項の規定により届出がされた同項第三号の事業場内で行われるバークたい肥製造業とする。

11| 及び12| 略

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項</p>	<p>八 当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に關 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)</p>	<p>第二項</p>	<p>第十六号の三十様式</p> <p>一 報告対象免税軽油の 引取りを行つた日及び その数量並びに当該報 告対象免税軽油の引渡 しを行つた販売業者の 氏名又は名称を証する に足りる書類</p>
<p>八 当該報告対象期間内 に行つた当該免税軽油 使用者証に係る報告対 象免税軽油の使用に關 する事実及びその数量 (その事実がない場合 には、その旨)</p> <p>八の二 当該報告対象期 間内に行つた法附則第 十二条の二の七第五項 に規定する譲渡に關す る事実及びその数量</p>	<p>第十六号の三十の二様式</p> <p>一 報告対象免税軽油の 引取りを行つた日及び その数量並びに当該報 告対象免税軽油の引渡 しを行つた販売業者の 氏名又は名称を証する に足りる書類</p> <p>一の二 法附則第十二条</p>		

13 略	第二項第二号	前号	前二号
			の二の七第五項に規定する譲渡を行つた数量及び譲渡先の名称を証するに足りる書類

第四条の八 略

- 2 政令附則第十条の二の二第八項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式及び第十六号の三十様式とする。
- 3 政令附則第十条の二の二第十項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

(法附則第十二条の三第四項第二号の基準等)

第五条の二 略

2 5 略

- 6 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
 - 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年燃費

13
略

第四条の八 略

- 2 政令附則第十条の二の二第七項において準用する第四十三条の十五の規定による免税証の手續に係る様式は、第十六号の十六様式から第十六号の二十四様式及び第十六号の三十様式とする。
- 3 政令附則第十条の二の二第九項において準用する第四十三条の四の規定による届出及びその承認の様式は、第十六号の十五様式とする。

(法附則第十二条の三第四項第二号の基準等)

第五条の二 略

2 5 略

- 6 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
 - 一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第四条に規定する平成二十七年燃費

基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 略

7及び8 略

9 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルである自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に次に掲げる事項が記載されていること。

イ 当該自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であること。

ロ 当該自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車、平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であること。

二 略

基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車、又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 略

7及び8 略

9 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルであること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車かつ平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 略

10
～
14
略

(政令附則第十条の三第二項の総務省令で定める区域)

第五条の三 政令附則第十条の三第二項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2
～
24
略

25 法附則第十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成十六年国土交通省令第六十四号)第十七条第一号に掲げる雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号の記載された検査済証その他の当該雨水貯留浸透施設が法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設であることを証する書類の写しとする。

26 法附則第十五条第十項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するも

10
～
14
略

(政令附則第十条の三第二項の総務省令で定める区域)

第五条の三 政令附則第十条の三第二項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、鳩ヶ谷市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2
～
24
略

25 法附則第十五条第九項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するも

の以外のものとする。

27| 法附則第十五条第十一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

28|及び29| 略

30| 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

31| 略

32| 法附則第十五条第十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

33| 法附則第十五条第十四項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〜八 略

34| 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 踏段を用いずに乗降が可能な旅客用乗降口（次号において「特定乗降口」という。）を有し、かつ、客室に係る床面の全部又は一部の高

の以外のものとする。

26| 法附則第十五条第九項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

27|及び28| 略

29| 法附則第十五条第十項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

30| 略

31| 法附則第十五条第十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

32| 法附則第十五条第十二項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〜八 略

33| 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一 踏段を用いずに乗降が可能な旅客用乗降口（次号において「特定乗降口」という。）を有し、かつ、客室に係る床面の全部又は一部の高

さが軌条面から四百ミリメートル以内である車両

二 略

35| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 略

二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

イ 当該車両の制御方式が一次周波数制御方式であり、かつ電力回生ブレーキを有すること。

ロ 当該車両の内燃機関が蓄圧された燃料を電子制御により噴射する装置及び空冷式吸気冷却装置の双方を有すること。

36| 法附則第十五条第十六項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

37|
39| 略

40| 法附則第十五条第二十項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

41| 及び 42| 略

43| 法附則第十五条第二十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に

さが軌条面から五百ミリメートル以内である車両

二 略

34| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一 略

二 代替車両以外の車両であつて、新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴い、新たに事業の用に供されるもの（専ら観光の用に供するものを除く。）

35| 法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 及び二 略

36|
38| 略

39| 法附則第十五条第十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

40| 及び 41| 略

42| 法附則第十五条第二十二項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に

係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〇四 略

44| 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

45| 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一〇四 略

46| 略

47| 法附則第十五条第二十七項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示（同令様式第八の二の備考(1)に規定する主務大臣が告示で定める年として「二〇一四年」が表示されたものに限る。）とする。

48| 及び 49| 略

50| 法附則第十五条第二十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

51| 及び 54| 略

55| 法附則第十五条第三十三項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、

係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一〇四 略

43| 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

44| 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一〇四 略

45| 略

46| 法附則第十五条第二十五項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第二号に規定する表示（同令様式第八の二の備考(1)に規定する主務大臣が告示で定める年として「二〇一四年」が表示されたものに限る。）とする。

47| 及び 48| 略

49| 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

50| 及び 53| 略

54| 法附則第十五条第三十一項に規定する認定発電設備で総務省令で定めるものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、

住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

56] 法附則第十五条第三十四項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）であつて、次に掲げる要件（第二号の比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、第一号に掲げる要件に限る。）のいずれにも

住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八十号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

55] 法附則第十五条第三十二項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのもののうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）

該当するものとする。

一 当該熱電併給型動力発生装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する熱電併給型動力発生装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（以下この項において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（以下この項において「販売開始日」という。）が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この号において同じ。）開始の日以後の日であるものうち、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された時点において、当該熱電併給型動力発生装置が、型式区分に係る販売開始日が最も新しい型式区分に属するもの（当該型式区分に係る販売開始日の属する年度が、当該熱電併給型動力発生装置が新たに取得された日の属する年度又はその前年度であるものを含む。）であること。

二 当該熱電併給型動力発生装置が、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該熱電併給型動力発生装置の製造業者が製造した当該熱電併給型動力発生装置と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率その他の事業の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

57 法附則第十五条第三十五項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事

とする。

56 法附則第十五条第三十三項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事

とする。

58] 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

59] 法附則第十五条第三十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

60] 法附則第十五条第三十八項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第一百一条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第一百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、可搬型のものを除く。）とする。

61] 法附則第十五条第三十九項に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

とする。

57] 法附則第十五条第三十三項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

58] 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

59] 法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第一百一条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第一百一条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、可搬型のものを除く。）とする。

60] 法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

62 法附則第十五条第四十項に規定する総務省令で定める機器は、次に掲げる機器とする。

一及び二 略

63 法附則第十五条第四十一項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

64 法附則第十五条第四十一項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

65 略

67 略

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 略

2 略
7 略

61 法附則第十五条第三十八項に規定する総務省令で定める機器は、次に掲げる機器とする。

一及び二 略

62 法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三百十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するものに限る。）に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

63 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画（同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）とする。

64 略

66 略

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 略

2 略
7 略

8 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。次項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〇五 略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〇三 略

10
13 略

（課税標準の特例措置の適用を受ける地下道又は跨線道路橋の範囲等）

第八条の三の二 略

（法附則第三十条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）

第八条の三の三 法附則第三十条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然

8 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇五 略

9 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇三 略

10
13 略

第八条の三の二 削除

（課税標準の特例措置の適用を受ける地下道又は跨線道路橋の範囲等）

第八条の三の三 略

ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

2 法附則第三十条第一項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準とする。

3 法附則第三十条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している軽自動車とする。

4 法附則第三十条第二項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費

機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5 | 法附則第三十条第二項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車 同表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる軽自動車 同表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

6 | 法附則第三十条第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第八項第一号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7 法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第九項第一号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百三十五以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準三十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8 法附則第三十条第三項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車又は平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

9 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十五パーセント向上達成車、平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第二号に定める値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

第八条の四 削除

(市町村たばこ税に係る申告書等の特例)

第八条の四 法附則第三十条の二の規定により市町村たばこ税を課する場
合における第十六条の二の四第一項及び第十六条の四の規定の適用につ
いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の二の四 第一項	第三十四号の二の様式	第四十八号の五様式
	第三十四号の二の様式	第四十八号の六様式
第十六条の四	第三十四号の二の様式	第四十八号の九様式
	様式	

(政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類)

第二十二條の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

2 略

(法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等)

第二十四条の二 略

2 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された

(政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類)

第二十二條の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

2 略

(法附則第五十六条の二第三項の政府の補助等)

第二十四条の二 略

2 政令附則第三十三条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）第十五条第一項第十二号に掲げる業務により整備された

工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

第三十号様式（第十四条関係）

第30号様式（別表を含む。）記載要領

1 及び2 略

3 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和28年総理府令第91号）本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が存在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。

4 上記以外の記載事項については、第26号様式（別表を含む。）記載要領に準じて記載すること。

備考 略

第三十二号様式（第十四条関係）

第32号様式記載要領

1 及び2 略

工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

第三十号様式（第十四条関係）

第30号様式（別表を含む。）記載心得

1 及び2 略

3 種類別明細書の「所在市町村」の欄には、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。この場合において、償却資産が2以上の市町村にわたつて所在するときは各市町村に所在する固定資産の明細を記載した書類を添付し、当該固定資産の明細を記載した書類には、当該固定資産の決定価格および課税標準額を当該償却資産が存在する市町村に配分するために必要なものとして道府県知事または総務大臣が求める事項を記載すること。

4 上記以外の記載事項については、第26号様式（別表を含む。）記載心得に準じて記載すること。

備考 略

第三十二号様式（第十四条関係）

第32号様式記載要領

1 及び2 略

<p>3 「用途」の欄には、以下により記載すること。</p> <p>(1) 木造家屋にあつては、専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅_____、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場_____、病院、工場、倉庫、附屬家、簡易附屬家、土蔵又はその他の別</p> <p>(2) 木造以外の家屋にあつては、事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娛樂場用等のホール型建物_____、工場、倉庫、市場_____又はその他の別</p> <p>4～6 略</p>	<p>3 「用途」の欄には、以下により記載すること。</p> <p>(1) 木造家屋にあつては、専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、<u>農家住宅</u>、<u>酪農舎</u>、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、<u>公衆浴場</u>、病院、工場、倉庫、附屬家、簡易附屬家、土蔵又はその他の別</p> <p>(2) 木造以外の家屋にあつては、事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娛樂場用等のホール型建物、<u>銀行</u>、<u>工場</u>、<u>倉庫</u>、<u>市場</u>、<u>水力発電所（発電機室）</u>、<u>水力発電所（配電機室）</u>又はその他の別</p> <p>4～6 略</p>
---	---

附則第十条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部改正）

改 正 案		現 行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
法 令 名	条 項	法 令 名	条 項
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	略	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	略
	<p>第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一</p>		<p>第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一条第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一条第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一</p>

条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第十三条(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の十八第二項(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項(同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。)、第十五条の二の二第一項及び第二項(同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二

条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第十三条(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の九第三項(第一条第二項及び第十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)、第十四条の十八第二項

十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第四百一十項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において、第十五条の二の二第二項については第一条第二項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第三項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四

項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第七十二条の五十七の二第四項、第二百五条第五項、第一百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の七の十二第四項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十五條の四第二項、第十五條の六の二第一項及び第二項、第十六條の二第二項並びに第十六條の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第二項（第一条第二項及び第十六條の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十條の九の三第一項及び第三項並びに第二十條の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六條第三項及び第四十三條（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の

、第十五條の四第二項、第十六條の二第二項並びに第十六條の三第四項及び第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第二項（第一条第二項及び第十六條の四第十二項において準用する場合を含む。）、第二十條の九の三第一項及び第三項並びに第二十條の十（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十六條第三項及び第四十三條（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第四十五條の

二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）
、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）
、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第二十八項、第三十七項から第四十項まで、第四十四項及び第四十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十七項及び第三十八項については第一条第二項において、第五十三条第

二（同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第四項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第六項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）
、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）
、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十七項 については第一条第二項において、第五十三条第

三十九項及び第四十項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項については第一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十五條の二第六項、第五十五條の四第六項、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の七第四項及び第七十二條の二十四の十第六項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで及び第十二項（同條第一項については第一條第二項において、第七十二條の二十五第二項については第一條第二項、第七十二條の二十五第六項、第七十二條の二十八第二項及び第七

三十九項及び第四十項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項については第一條第二項において準用する場合を含む。）、第五十三條の二、第五十七條第一項、第六十三條第一項及び第六十六條第一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十一條の十第二項、第七十一條の十七第一項、第七十一條の三十一第二項、第七十一條の三十八第一項、第七十一條の五十一第二項及び第七十一條の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第七十二條の七第四項及び第七十二條の二十四の十第六項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、第七十二條の二十五第一項から第五項まで、及び第十二項（同條第一項については第一條第二項において、第七十二條の二十五第二項については第一條第二項、第七十二條の二十五第六項、第七十二條の二十八第二項及び第七

十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二

十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項
については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項については第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項及び第三項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四
、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二

条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百十六條第四項、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條第一項、第

条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百十六條第四項、第二百二十二條、第二百二十三條、第二百三十四條第一項、第

四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十一第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。

）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第四百五十一条第二項、第四百五十二条第一項、第四百五十五条第四項、第四百六十五条第一項、第四百八十四条第二項、第四百八十八条第三項、第四百九十八条第一項、第二百六十四第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項

四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十一第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。

）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第四百五十一条第二項、第四百五十二条第一項、第四百五十五条第四項、第四百六十五条第一項、第四百八十四条第二項、第四百八十八条第三項、第四百九十八条第一項、第二百六十四第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項

(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七条の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項)、第三百十九条の二第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の七の十二第六項(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項(同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三

(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七条の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において、第三百十七条の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六条第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項)、第三百十九条の二第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の七の十二第六項(第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項(同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三

十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項（第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七

十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項
及び
については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項（第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七

百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項

百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項

、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（こ

、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（こ

これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百二十五条第一項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項(これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項(これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第七百七条第四項、第七百一十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項(これらの規定を第一条第二

これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百二十五条第一項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百七十四条第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項(これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項(これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第七百七条第四項、第七百一十三条、第七百十八条第二項及び第七百二十六条第一項(これらの規定を第一条第二

項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項、第七百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十一条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四条において、第七百五十条第四項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）、第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、附則第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の十第二項並びに第二十九

項において準用する場合を含む。）、第七百三十三条の四第四項、第七百三十三条の九、第七百三十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十一条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項については第七百五十四条において、第七百五十条第四項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）並びに附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）

、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の十第二項並びに第二十九

	<p>条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
略	<p>地方税法施行令</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び</p>

	<p>条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
略	<p>地方税法施行令</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び</p>

第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四

第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四

条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第九条の九の八第三項、第九条の九の九第三項及び第二十條の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四條の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四條の四の二及び第二十四條の五において、第二十四條の三第三項については第一条、第二十四條の四第五項、第二十四條の四の二、第二十四條

条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（
第一条
において準用する場合を含む。）、第二十四條の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四條の四の二及び第二十四條の五において、第二十四條の三第三項については第一条、第二十四條の四第五項、第二十四條の四の二、第二十四條

の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二、第三十五条の四の三第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項、第四十八条の九の十並びに第四十八条の九の十八第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条

の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十
（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条

の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八條の十五の三第三項並びに第四十八條の十五の四第三項（これらの規定を第五十七條の二において準用する場合を含む。）、第五十二條の十三の二第一項及び第五十二條の十六第一項（これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十二條の十八第一項、第五十三條の二の二第一項及び第五十三條の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四條の三十二の二第二項（第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の四十三第一項（第五十四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五條の五第六項、第十六條の二第五項及び第十六條の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四條の四十六

の十三第十六項、第二十六項及び第三十項（これらの規定を第五十七條の二
において準用する場合を含む。）、第五十二條の十三の二第一項及び第五十二條の十六第一項（これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十二條の十八第一項、第五十三條の二の二第一項及び第五十三條の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四條の三十二の二第二項（第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五條の五第六項、第十六條の二第五項及び第十六條の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四條の四十六

第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二

第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二の二第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二

	<p>、第三十三条第二十九項、第三十三条の第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第二項、第三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二、第六条の二第四項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五</p>
	<p>、第三十三条第二十九項、第三十三条の第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第一項、第六条の四及び第七条第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証、免税軽油譲渡届出書及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五</p>

、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第七項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の二第二項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）、（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）並びに附則第六条第二十五項（第一条の三において準用する場合を含む。）

略

、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に係る部分を除く。）、（第一条の三において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項（これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。）、第十六条の四（第一条において準用する場合を含む。）並びに第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）

略

附則第十一条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第六十六号）の一部改正）

改正案	現行
<p>附則 （総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。 別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「第二十八項、第三十七項から第四十項まで、第四十四項及び第四十五項」を「第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項」に、「第十三項及び第二十八項」を「及び第二十三項」に、「第五十三條第三十七項及び第三十八項」については第一条第二項において、第五十三條第三十九項及び第四十項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項」を「第五十三條第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項」に、「附則第三十五條の三第十四項」を「附則第三十五條の三第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中「第七条の四の七第一項」を「第七条の四の六第一項」に改め、「（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七條の二において準用する場合を含む。）、</p>	<p>附則 （総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。 別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」を「第三十四項、第三十八項及び第三十九項」に、「第十三項及び第二十八項」を「及び第二十三項」に、「第五十三條第三十七項」については第一条第二項において、第五十三條第三十九項及び第四十項については第七百三十四條第三項において、第五十三條第四十四項及び第四十五項」を「第五十三條第三十四項、第三十八項及び第三十九項」に、「附則第三十五條の三第十四項」を「附則第三十五條の三第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中「第七条の四の七第一項」を「第七条の四の六第一項」に改め、「（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七條の二において準用する場合を含む。）、</p>

第九條の九の八第三項、第九條の九の九第三項及び」を「第九條の九の四第三項、第九條の九の五第三項並びに」に改め、同表地方税法施行規則の項中「第二條の五第一項」を「第二條の五の二第一項」に改める。

第二十條の二第一項（
の二第一項（これらの規定を
規則の項中「第二條の五第一項」を「第二條の五の二第一項」に改める。

附則第十二条による改正（地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第三十四号））

改正案	現行
<p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第八条の四を削り、附則第八条の三の四を附則第八条の四とする。</p> <p>附則第八条の三の三の見出しを「（法附則第三十条第三項第二号の基準等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項第二号」を「附則第三十条第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第二項第一号」を「附則第三十条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「附則第三十条第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第三十条第二項第二号」を「附則第三十条第四項第二号」に改め、同項第二号中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第三十条第三項第一号」を「附則第三十条第五項第一号」に改め、同</p>	<p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第八条の四を削り、附則第八条の三の四を附則第八条の四とし、附則第八条の三の次に次の一条を加える。</p> <p>（法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等）</p> <p>第八条の三の四 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスをを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条において「自動車検査証」という。）に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。</p> <p>2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内</p>

トパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

4 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車ハイブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条の三の四を同令附則第八条の四とする改正規定、同令附則第八条の三の三の改正規定及び同令附則第八条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十八号の九様式の改正規定 平成二十八年四月一日

(後略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中地方税法施行規則附則第八条の四を削り、同令附則第八条の三の四を同令附則第八条の四とし、同令附則第八条の三の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四十八号の五様式、第四十八号の六様式及び第四十八号の九様式の改正規定 平成二十八年四月一日